

平成 30 年 12 月吉日

保護者 様

富田高等学校
保健室

学校において予防すべき感染症への罹患による
出席停止の措置について(お願い)

平素は、本校の学校教育に対してご理解とご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、本校では、これまでお子様が『学校において予防すべき感染症』に罹患した場合は、「学校感染症（第2種・3種・その他）の診断書及び証明書」を提出して頂くことにより出席停止の措置をとり、感染拡大防止に努めてきました。

しかしながら、インフルエンザの流行期には、多くの患者が医療機関を受診するため、証明書に係る業務が他の業務に支障をきたすと指摘されています。また、証明書の発行が有料である医療機関もあります。

『学校において予防すべき感染症』における出席停止の期間は、「学校保健安全法施行規則（第19条）」で、裏面のように示されており、医療機関の証明書がなくても学校において判断できることを踏まえ、平成31年1月より、『学校において予防すべき感染症』の証明については、別途「学校において予防すべき感染症への罹患報告書」をご活用頂くことで、医師が記載する証明書の提出を求めないこととします。ただし、出席停止期間の把握と感染の拡大防止のため、学校で確認させて頂く必要がありますので、感染症への罹患を証明できるもの（調剤説明書のコピー）を添付してご提出ください。

なお、感染症に罹患した場合は、従来通り医師の指示を守り、感染の恐れのある期間は登校を控えて頂きますようお願い致します。

*この通知は、1月7日(月)の始業日に改めて生徒へ配布をしますので、ご家庭でご確認ください。

*インフルエンザにおける出席停止期間においては、早見表に日にちを当てはめて参考にしてください。

出席停止となる感染症の種類（第2種・3種・その他）

第2種感染症

| | | |
|---|----------|---|
| 1 | インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで |
| 2 | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| 3 | 麻疹 | 解熱した後3日を経過するまで |
| 4 | 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 5 | 風しん | 発しんが消失するまで |
| 6 | 水痘 | すべての発しんが痂皮化するまで |
| 7 | 咽頭結膜炎 | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| 8 | 結核 | 症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| 9 | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 同上 |

第3種感染症

| | | |
|-------------------------------|-------------|-----------------------------------|
| 10 | 腸管出血性大腸菌感染症 | 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| 11 | 流行性角結膜炎 | 同上 |
| 12 | 急性出血性結膜炎 | 同上 |
| 13 | コレラ | 同上 |
| 14 | 細菌性赤痢 | 同上 |
| 15 | 腸チフス | 同上 |
| 16 | パラチフス | 同上 |
| 〔下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの〕 | | |
| 17 | 溶連菌感染症 | 抗生剤治療開始後24時間を経て全身状態が良くなるまで |
| 18 | 手足口病 | 発熱、口内疹などの急性症状が消退して、全身状態が安定するまで |
| 19 | 伝染性紅斑 | 発しんのみで全身状態が良ければ登校可能 |
| 20 | その他の感染症 | 症状が改善し、全身状態が良くなるまで |

「その他の感染症」とは、ウィルス肝炎・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナをいいます。

[通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症]

アタマジラミ・水いぼ（伝染性軟疣（属）種）・伝染性膿痂疹

